

新型コロナウイルス感染症の国内発生を踏まえた

連合大阪の当面の対応について その42

大阪府は、5月18日「対策本部会議」を開催し、現在「黄色」となっている「大阪モデル」を、5月23日に警戒解除を示す「緑色」に引き下げることを決定しました。また、認証を受けた府内の飲食店に要請している会食時の同一テーブル4人以内という人数制限についても、解除することを決定しました。しかし、引き続き多くの陽性者が出ている状況でもあり、府民や事業者には、引き続き基本的な感染対策の徹底を要請しました。

これを受け、連合大阪としても、感染拡大防止の取り組みを徹底しながら、当面の対応を以下のとおりとします。

事態の急変があった場合は、対応を変更する可能性があります。

【当面の対応】期間 2022年5月23日（月）～ 当面の間

I. 会議・集会・イベントの扱い

連合大阪が主催する会議・集会・イベントについては、感染拡大を防ぐため、当面予定しているものについて、以下のとおりとする。

1. 各種取り組み・屋外イベントについて

三密回避を基本に、適切な感染防止対策を実施することを前提に、実施できるものとする。また、開催趣旨に沿った発信ができるようインターネット配信なども併せて検討する。

2. 集会や委員会などについて

(1) 集会やイベントなどについて

連合大阪が招集する集会やイベントなどについては、大阪府の要請に準拠する。また、地域・地区協議会の活動についても、原則として連合大阪に準ずる。

開催条件：①参加人数は、屋外・屋内を問わず5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方を上限とする。 ②上記に対する収容率は、「大声なし」の場合100%以下、「大声あり」の場合50%以下とする。

(2) 会議体などについて

連合大阪が招集する会議体などについては、感染防止対策を徹底して開催する。また、地域・地区協議会の活動についても、原則として連合大阪に準ずる。

(3) 共通項目

これまで同様三密を避け、感染拡大防止に努める事とする

条件：①2方向の窓を同時に開けるなど換気を徹底する。 ②近距離での会話を回避する。

③参加者を把握すると共に検温を実施し、有症状者の参加を控える。

注意：①飛沫感染を防止する観点から、マスクの着用・仕切り板等の設置を促す。

②手指を消毒できる薬剤を常設し、参加者の利用を促す。

II. 連合大阪の事務局体制と感染防止行動の徹底について

引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む必要があると考え、連合大阪として以下の体制を実施します。

1. 連合大阪事務所の体制について

- ・平常時に戻し、全員出局とする。但し、グループ長の判断として在宅勤務も可とする。
- ・出局者は、通勤ラッシュ・満員電車を避けるため、前後1時間の時差通勤を適用する。

2. 各地域協議会事務所の体制について

- ・平常時に戻し、全員出局とする。但し、地域事務局長の判断として在宅勤務も可とする。
- ・出局者は、通勤ラッシュ・満員電車を避けるため、前後1時間の時差通勤を適用する。

3. 相談体制について

- ・平常時の対応に戻す。
- ・メール相談などの活用については、引き続き推進する。

4. 他の団体が主催する会議・集会・イベントへの参加について

- ・主催団体の開催条件に従って参加の可否を判断する。

5. 感染防止行動の徹底について

(1)時差通勤について

就業規則 第4章 第1節 第56条(勤務時間)にある始業時刻、就業時刻を一定時間ずらし、出退勤時の公共交通機関における混雑時間帯を避ける。

(2)体温管理（検温）について

- ・各人で毎朝、体温管理を行う。

以上